

令和6年度千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの管理に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）とは、令和3年2月1日付けで締結した千葉市文化ホール等の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の規定に基づき、千葉市若葉区千城台コミュニティセンター（第2条の規定の適用については、千葉市若葉文化ホール及び千葉市美浜文化ホールを含む。）の管理に関する令和6年度の協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 令和6年度の事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までをいう。以下「本事業年度」という。）に係る指定管理料の額は、以下のとおりとする。

指定管理料

金85,540,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 本事業年度の指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第1回目の月次指定管理料に合算するものとする。

3 本事業年度の月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

第1回 金7,128,337円

第2回～第12回 金7,128,333円

（利益の還元方法）

第2条 基本協定書第71条第3項の利益の還元の方法は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 剰余金の額の算定及び剰余金に係る報告書の提出の期限 令和7年6月末日
- (2) 還元の方法 甲の発行する納入通知書により令和7年7月末日までに甲に納付

（疑義の決定等）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書6通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙 ちばアートウインド運営企業体

(代表企業)

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

Fun Space株式会社

代表取締役 鈴木茂

(構成員)

東京都中央区新富2丁目8番1号

株式会社パンフィックアートセンター

代表取締役 及川正勝

(構成員)

千葉市花見川区幕張本郷1丁目3番33号

株式会社千葉共立

代表取締役 武井幸也

(構成員)

東京都港区北青山3丁目5番12号

青山クリスタルビル4階

株式会社ハンズオン・エンタテインメント

代表取締役 菊地哲榮

(構成員)

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号

オーチャー第1ビル

株式会社オーチャー

代表取締役 片野由布